令和7年度 指名停止通知済業者一覧表(1)

| | 会社名 本 社 所 在 地 | 指名停止期間 | 指名停止地域 | 指 | 名 | 停 | 止 | 理 | 由 |
|----|---------------------|-----------------------------|----------|---|----------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 1 | 株式会社NIPPO | 自 令和7年4月11日 至 令和7年8月10日 | 管内全域 | 株式会社NIPPOは 修工事」の舗装エ したアスファルト合 | において、設 | 計図書で指定 | したアスファルトな | | |
| | 東京都中央区 | (4ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 1 第2号 2 第15号 | (過失による) | | | |
| 2 | 鹿島道路株式会社 | 自 令和7年4月11日 至 令和7年7月10日 | 管内全域 | 鹿島道路株式会社による粗雑工事を を備局発注の工事 荷や事実と異なる | 行っていたこ sにおいて、身 | とや、他社が受 契約図書や当該 | 注した関東・北陸 受注者の指定と | 坴・中部・近畿・□ ≤異なるアスファ | 中国・九州地方 ルト合材の出 |
| | 東京都文京区 | (3ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第15号 | (不正又は不 | 誠実な行為) | | |
| 3 | 丸和工業株式会社 | 自 令和7年4月25日 | | 丸和工業株式会社 事において労働者 口部から転落し死 この件について、『 | の労働災害 亡する工事[| を防止するため 関係者事故を発 | 必要な措置を講 生させた。 | じず、労働者か | (2階床面の開 |
| | 埼玉県北本市 | 至 令和7年5月8日 (2週間) | 関東・甲信越 | 古河簡易裁判所为措置要領別表第 | いら罰金刑の | 略式命令を受け | | とした。 | |
| _ | 河上水心不同 | | | 旧巨女限州权郑 | 1 330.5 | (31646 | 直の「 返 列に の | 710/217 | (I), G 7 W/ |
| 4 | 郷土建設株式会社 | 自 令和7年5月16日 至 令和7年7月15日 | | 郷土建設(株)は当 を期限までに作成 | | | | | いて、調査資料 |
| | 北海道恵庭市 | (2ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第15号 | (不正又は不 | 誠実な行為) | | |
| 5 | 日精株式会社 | 自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 | 管内全域 | 公正取引委員会において、独占禁止して、排除措置命 | 法第3条(不 | 当な取引制限の |)禁止)の規定に | | |
| | 東京都港区 | (2ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第5号 | (独占禁止法 | 違反行為) | | |
| 6 | 住友重機械搬送システ ム株式会社 | 自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 | 管内全域 | 公正取引委員会において、独占禁止して、排除措置命 | 法第3条(不 | 当な取引制限の | (禁止)の規定に | | |
| | 東京都品川区 | (2ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第5号 | (独占禁止法 | 違反行為) | | |
| 7 | IHI運搬機械株式会社 | 自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 | 管内全域 | 公正取引委員会に び特定エレベータ- 止)の規定に違反 た。 | -方式PS設 | 置工事において | 、独占禁止法第 | 3条(不当な取 | 引制限の禁 |
| | 東京都中央区 | (2ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第5号 | (独占禁止法 | 違反行為) | | |
| 8 | 新明和工業株式会社 | 自 令和7年6月20日 至 令和7年8月19日 | 管内全域 | 公正取引委員会に S設置工事におい 行っていたとして、 | て、独占禁止 | 法第3条(不当 | な取引制限の禁 | 性止)の規定に過 | |
| | 兵庫県宝塚市 | (2ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第5号 | (独占禁止法 | 違反行為) | | |
| 9 | フジパスク株式会社 | 自 令和7年6月20日 至 令和7年10月19日 | 管内全域 | 公正取引委員会において、独占禁止して、排除措置命 | 法第3条(不 | 当な取引制限の | (禁止)の規定に | | |
| | 東京都世田谷区 | (4ヶ月間) | | 措置要領別表第 | 2 第5号 | (独占禁止法 | 違反行為) | | |
| 10 | 関電ファシリティーズ株 式会社 | 自 令和7年7月4日 至 令和7年10月3日 | 管内全域 | 関電ファシリティー 第26条第1項の対 よって不正に資格 技術者として工事: | 見定に違反し (1級電気工 現場に配置し | 技術検定の受ね 事施工管理技: たことが、建設 | 倹に際し虚偽の写 ±)を取得し、資材 | 実務経験の証明 各要件を満たさ | を行うことに ない者を主任 |
| | 大阪府大阪市 | (3ヶ月間) | | 阪府より11 日間の 措置要領別表第 | | | 反行為) | | |
| 11 | 大 成産業株式会社 | 自 令和7年7月4日 | 66-1-A-1 | 大成産業(株)の代維持管理業務委託 返りに現金を渡した | Eを巡り、同県 | 具職員が大成産 | 業に対し下請け | として受注でき | るようにした見 |
| | 青森県青森市 | 至 令和7年10月3日 (3ヶ月間) | 管内全域 | 措置要領別表第 | | | | <u>u</u> w Cee1# | |

| 12 | パナソニック株式会社 | 自 令和7年7月18日 至 令和7年8月17日 | 関東・甲信越 | バナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格 要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28 条第1項本文に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監 督処分(指示)を受けた。 |
|----|---------------------------|----------------------------|--------|---|
| | 大阪府門真市 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 13 | パナソニック産機システ ムズ株式会社 | 自 令和7年7月18日 | 東北及び関 | パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より |
| | 東京都墨田 区 | 至 令和7年9月17日 | 東・甲信越 | 監督処分(営業停止22日間)を受けた。 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 14 | パナソニック関東設備株 | 自 令和7年7月18日 | | パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を 満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第 |
| | 式会社 | 至 令和7年9月17日 | 関東・甲信越 | 1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けた。 |
| | 群馬県前橋市 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 15 | パナソニックマーケティン グジャパン株式会社 | 自 令和7年7月18日 | | パナソニックマーケティングジャバン株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさな |
| | | 至 令和7年10月17日 | 管内全域 | い者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。 |
| | 大 阪府大阪市 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 16 | パナソニック環境エンジ | 自 令和7年7月18日 | | パナソニック環境エンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者 証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格 を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格 取消が行われた。 |
| | ニアリング株式会社 | 至 令和7年10月17日 | 管内全域 | 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 |
| | 大 阪府吹 田市 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 17 | パナソニックEWエンジニ アリング株式会社 | 自 令和7年7月18日 | | パナソニックEWエンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたこと |
| | | 至 令和7年8月17日 | 関東・甲信越 | が確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局 である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 |
| | 大 阪府大阪市 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| 18 | ランゲート株式会社 | 自 令和7年7月28日 | | ランゲート(株)の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度 受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した長いがあるとし、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。 |
| | | 至 令和7年8月27日 | 関東・甲信越 | |
| | 京都府京都市 | | | 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為) |
| 19 | 多野産業株式会社 | 自 令和7年8月8日 | 管内全域 | 多野産業(株)の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年 |
| | | 至 令和7年11月7日 | | 5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。 |
| | 群馬県藤岡市 | | | 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合) |
| 20 | 株式会社グンエイ | 自 令和7年8月8日 | | 株式会社グンエイの専務取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一 般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6 月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつ その後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴され |
| | | 至 令和7年11月7日 | 管内全域 | t. |
| | 群馬県太田市 | | | 措置要領別表第 2 第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合) |

| _ | | | | · ' |
|----|---------------------------------|-------------|--------|--|
| 21 | 関東建設工業株式会社 | 自 令和7年8月8日 | | 関東建設工業株式会社の営業部長は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起 |
| | | 至 令和7年10月7日 | 関東・甲信越 | 酢された。 |
| | 群馬県太田市 | | | 措置要領別表第 2 第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合) |
| 22 | 株式会社ADKマーケ ティング・ソリューション ズ | 自 令和7年9月5日 | | (株)ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として |
| | | 至 令和7年11月4日 | 管内全域 | 排除措置命令が行われた旨公表された。 |
| | 東京都港区 | | | 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為) |
| 23 | 株式会社小又建設 | 自 令和7年9月5日 | | 株式会社小又建設の取締役副社長が、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で 発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署 に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。 |
| | | 至 令和7年10月4日 | 東北 | - |
| | 青森県上北郡 | | | 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為) |
| 24 | 大 館桂工業株式会社 | 自 令和7年9月5日 | | 令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、大館桂工業株式会社の現場代理人ほか2名は、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人と共以して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、大館桂 |
| | | 至 令和7年10月4日 | 東北 | 工業株式会社に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。 た。 |
| | 秋田県大館市 | | | 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為) |
| 25 | 株式会社石川組 | 自 令和7年9月5日 | | 令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業株式会社の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である株式会社石川組の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共謀して虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。 |
| | | 至 令和7年10月4日 | 東北 | このことにより令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年 6月24日、株式会社石川組の現場代理人に対し罰金20万円の判決が確定した。 |
| | 秋田県鹿角市 | | | 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為) |
| 26 | 株式会社佐武建設 | 自 令和7年9月26日 | | (株) 佐武建設は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働・ |
| | | 至 令和7年10月9日 | 東北 | 働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年 2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年2月27日に刑が 確定した。 |
| | 岩手県陸前高田市 | | | 措置要領別表第 1 第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) |
| 27 | 株式会社小池建設 | 自 令和7年10月6日 | | 株式会社小池建設及び同社代表取締役(当時)は、令和5年7月10日、「飯田市維持修繕工事」の現場において、他の事業者から派遣された労働者が、コンクリート破断作業中に右足部挫割を負った労働災害が発生したことについて、飯田労働基準監督署長へ労働者の機制を脅の提出を怠った。このことにより、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年 |
| | | 至 令和7年11月5日 | 関東・甲信越 | 報日書の提出さる パ。このことであり、カ側以上同王広連及、昭立氏をかられ、市和7年 4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 |
| | 長野県飯田市 | | | 措置要領別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為) |
| 28 | 株式会社ティーバランス | 自 令和7年10月6日 | | 株式会社ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わな |
| | | 至 令和7年11月5日 | 関東・甲信越 | かった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より指示処 |
| | 東京都 足立 区 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |
| | 丸浜舗道株式会社 | 自 令和7年10月6日 | | 丸浜舗道株式会社は、山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が |
| 29 | 丸浜舗道株式会社 | | | 重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。このことが、建設業法第26条第 |
| 29 | 丸浜舗道株式会社 | 至 令和7年11月5日 | 関東·甲信越 | 重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。このことが、建設業法第26条第 3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から指示処分を受けた。 |

| 30 | 株式会社大達土木 | 自 令和7年10月6日 至 令和7年12月5日 | 関東・甲信越 | 株式会社大達土木は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳とでは、その写しを発注者に提出した。さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より25日間の営業停止処分を受けた。 |
|----|----------|----------------------------|--------|---|
| | 東京都江戸川区 | | | 措置要領別表第 2 第13号 (建設業法違反行為) |